

「時効制度」完全攻略まとめ

「時効」とは、一定の事実状態が長く続いた場合に、それが真実の権利関係と違っていても、その事実状態をそのまま法的に認めてしまう制度です。「権利の上に眠る者は保護しない」という考え方が根底にあります。

大きく分けて「取得時効(自分のものになる)」と「消滅時効(権利がなくなる)」の2種類があります。

1. 取得時効(他人の物を自分のものにする)

他人の物であっても、「自分の物にする意思(所有の意思)」をもって、「平穩かつ公然と」占有し続けると所有権を取得できます。最大のポイントは**「占有を始めたスタート時点」での心の状態(善意・悪意)**で必要な期間が変わることです。

- 10年で取得: スタート時点で「自分の物だと信じており、そう信じたことに落ち度がない(善意無過失)」場合。
- 20年で取得: スタート時点で「他人の物だと知っていた(悪意)」または「不注意で気づかなかった(有過失)」場合。

2. 消滅時効(権利が消滅する)

お金を返してもらった権利(債権)などを長期間放置すると、権利が消滅します。

- 債権の原則: 「権利を行使できると知った時から5年」、または「権利を行使できる時から10年」のいずれか早い方で消滅します。
- 所有権の例外: **所有権は消滅時効にかかりません。**どれだけ放置しても、使わないという理由だけで消えることはありません。

3. 時効の「完成猶予」と「更新」(超重要！)

進行している時効の時計の針に対して、ブレーキをかける制度です。この2つの違いは本試験で必ず狙われます。

- 完成猶予(一時ストップ): 時計の針が一時停止します。例えば、裁判外で支払いを求める「催告」をすると、そこから6ヶ月間時効の完成が猶予されます。ただし、猶予期間中にもう一度催告しても、さらに延長することはできません。
- 更新(リセット): 時計の針がゼロに戻ります。裁判で判決が確定した場合や、債務者が「少しかけて」と借金を認めた(承認した)場合、その時点から新たにゼロから時効期間がスタートします。

4. 時効の「援用」と「放棄」

- 援用: 時効は、期間が過ぎたら自動的に成立するわけではありません。当事者が「時効の利益を受けます」と主張(援用)して初めて効果が生じます。主債務者だけでなく、連帯保証人や物上保証人なども援用できます。
- 放棄: 時効の利益は、「完成前(あらかじめ)」に放棄することはできません(無理やり放棄させられるのを防ぐため)。しかし、時効が完成した「後」であれば自由に放棄できます。
- 完成後の承認: 時効が完成したことを「知らずに」借金の一部を返済(承認)してしまった場合、後から「やっぱり時効を援用します」とは言えなくなります。